

令和 8 年 2 月 3 日 開会

令和 8 年 2 月 16 日 閉会

# 佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

# 令和 8 年 2 月 定 例 会

1 会 期 2月3日から2月16日までの14日間

2 議事日程

【 】は参考記載

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月3日	火	10:00	○開 会 ・会期決定 ・諸報告 ・第4号～第11号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	2月4日	水	—	【常任委員会 議案審査】
3	2月5日	木	—	
4	2月6日	金	—	
5	2月7日	土	—	
6	2月8日	日	—	
7	2月9日	月	—	
8	2月10日	火	—	
9	2月11日	水	—	建国記念の日
10	2月12日	木	—	
11	2月13日	金	—	
12	2月14日	土	—	
13	2月15日	日	—	
14	2月16日	月	10:00	【議会運営委員会】 ・第4号～第11号議案 委員長報告の省略、討論、採決 ・佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員選挙 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

## 目 次

2月定例会議案等 .....	3
2月定例会一般質問項目表 .....	4

### 【2月3日（火）】

●開会 .....	7
●会期決定 .....	7
●諸報告 .....	7
●第4号～第11号議案	
○上程 .....	7
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長） .....	7
○質疑 .....	9
○委員会付託 .....	9
●広域連合一般に対する質問（1人） .....	10
◎諸泉定次議員 .....	10
「1 訪問介護等介護サービス事業所への対策」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「2 大規模林野火災への対策」	
◎答弁者：消防局副理事兼予防課長（久米勝義）	
◎答弁者：警防課長（青木謙一郎）	
「3 消防職員の処遇改善と離職防止策」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（松本和晃）	
「4 消防署等の配置」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（松本和晃）	
[当日配付資料]	
・ 諸報告 .....	19
・ 委員会付託区分表 .....	19

### 【2月16日（月）】

●第4号～第11号議案	
○委員長報告の省略 .....	23
○討論 .....	23
○採決 .....	23
●佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員選挙 .....	23
●議決事件の字句及び数字等の整理 .....	23
●会議録署名議員の指名（坂口絹代議員、重松徹議員） .....	24
●閉会 .....	24
[当日配付資料]	

・ 委員会審査報告書 .....	25
・ 佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員候補者名簿 .....	25

● 2月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第4号議案	令和8年度佐賀中部広域連合一般会計予算	令和8年2月16日 可決
第5号議案	令和8年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	令和8年2月16日 可決
第6号議案	令和8年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	令和8年2月16日 可決
第7号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）	令和8年2月16日 可決
第8号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）	令和8年2月16日 可決
第9号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	令和8年2月16日 可決
第10号議案	佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	令和8年2月16日 可決
第11号議案	佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例	令和8年2月16日 可決

報告書等		
介護・広域委員会審査報告書		
消防委員会審査報告書		
佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員選挙について	令和8年2月16日	当選決定
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和8年2月16日	決 定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

令和 8 年 2 月 定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	諸泉 定次	一問一答	<p>1 訪問介護等介護サービス事業所への対策</p> <p>(1) 訪問介護事業所の倒産が相次いでいる。広域連合としての対策は</p> <p>(2) 訪問介護や介護施設の空白地区対策</p> <p>(3) 人材確保のための処遇改善の状況の把握について</p> <p>2 大規模林野火災への対策</p> <p>(1) 全国、管内での林野火災の発生件数、火災原因、被害状況及び拡大の要因</p> <p>(2) 林野火災の予防を目的とした広域消防局の対応</p> <p>(3) 関係機関、消防団、関係自治体との連携や実際の訓練</p> <p>(4) 発生初期での防災ヘリの出動要請</p> <p>3 消防職員の処遇改善と離職防止策</p> <p>(1) 早期離職の原因</p> <p>(2) 職員の士気向上</p> <p>(3) 高齢職員の今後の対応</p> <p>4 消防署等の配置</p>

令和 8 年 2 月 3 日

令和8年2月3日(火)

午前10時00分～午前11時07分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 坂口 絹代	○	-	-	11. 西岡 真一	○	-	-
2. 古賀 公彦	○			12. 諸富 八千代	○		
3. 香月 チェミ	○			13. 稲葉 嵩広	○		
4. 諸泉 定次	○			14. 宮崎 健	○		
5. 大野 秋人	○			15. 江原 新子	○		
6. 白石 昌利	○			16. 藤田 佳典	○		
7. 古川 輝英	○			17. 山田 誠一郎	○		
8. 筒井 佐千生	○			18. 村岡 卓	○		
9. 吉川 正剛	○			19. 重田 音彦	○		
10. 岡山 香織	○			20. 重松 徹	○		

【凡例】 会議時間：①10:00～11:07 ○：出席 欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	香月 正則
副広域連合長	南里 隆	副広域連合長	實松 尊徳
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	秀島 智英	消防副局長兼佐賀消防署長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀 愛康	消防副局長兼総務課長	松本 和晃
消防局副理事兼予防課長	久米 勝義	消防局副理事兼情報指令課長	嶋 勝寿
警防課長	青木 謙一郎		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	秀島 智英
議会事務局副局長	北村 康祐	議会事務局書記	片山 寛康
議会事務局書記	倉谷 裕	議会事務局書記	中島 優

本 日 の 案 件

●開会

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

- 第4号議案 令和8年度佐賀中部広域連合一般会計予算
- 第5号議案 令和8年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
- 第6号議案 令和8年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
- 第7号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第8号議案 令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9号議案 令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
- 第10号議案 佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第11号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

●広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
諸 泉 定 次	1 訪問介護等介護サービス事業所への対策 2 大規模林野火災への対策 3 消防職員の処遇改善と離職防止策 4 消防署等の配置

● 開 会

◇議長(山田誠一郎議員)

ただいまから、令和8年2月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長(山田誠一郎議員)

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から2月16日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月16日までの14日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長(山田誠一郎議員)

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告(19ページ掲載)〕

● 議案上程

◇議長(山田誠一郎議員)

次に、日程により、第4号から第11号、以上の議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長(山田誠一郎議員)

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、令和8年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

本広域連合は、平成11年2月に設立され、現在、介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る事務の3事務の運営を行っております。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくして

いくことであり、その実現に向けて、目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことだと考えております。

介護保険事務、消防事務などを通して、持続可能なよりよい未来を構築するため、全力で努めてまいりたいと考えております。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関と連携し、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各業務における施策の方針につきまして申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、令和6年度から第9期介護保険事業計画の期間を迎えております。

制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で、生活することを可能とするための施策に努めてまいります。

そのためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めてまいります。

この仕組みづくりとして、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行ってまいります。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々給付費が増加を続けてきましたが、ここ数年その増加が鈍化しております。

一方で、「団塊ジュニアの世代」が65歳以上となる2040年に向けた対応が求められており、今後も高齢者のサービス利用実態を的確に捉え、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

そのためには、適正な認定調査等を行い、公平・公正な要介護認定を推進いたします。

また、介護サービス事業者の指導・育成を行う

とともに、ケアプランの点検等の給付適正化事業を実施することにより、適正なサービス提供の体制づくりを推進してまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれの状況に応じた、適切な納付につながる公平・公正な賦課収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めてまいります。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防業務につきまして、申し述べさせていただきます。

昨年は、岩手県大船渡市や愛媛県今治市をはじめ、全国各地で大規模な林野火災が相次いだほか、大分市佐賀関では住宅密集地において大規模な火災が発生し、消防のみならず自衛隊など、様々な関係機関が活動にあたりました。

これらの事例を通じ、災害対応においては広域的な連携と支援体制の構築が不可欠であることを、改めて強く認識したところであります。

本広域連合といたしましても、平時から関係機関との連携強化を図り、災害発生時に即応できる体制づくりを一層推進してまいります。

また、日々の訓練に加え、大規模災害を想定した合同訓練や各種研修会へ積極的に参加することにより、災害対応能力の強化を図るとともに、防災拠点となる消防庁舎や消防・救急車両などの施設整備を計画的に進め、消防体制の基盤強化に努めてまいります。

それでは、まず、火災への対応について申し上げます。

全国的な林野火災の発生に触れましたが、本広域連合では本年1月1日に火災予防条例の一部改正を施行し、一定の気象条件下において「林野火災注意報」及び「林野火災警報」を発令することといたしました。

乾燥や強風など、林野火災の危険性が高まる状況になった場合には、的確な発令と地域住民の皆様への確実な周知を行い、林野火災の未然防止に努めてまいります。

このほか、一般住宅に対しましては、引き続き住宅用火災警報器の設置率向上と適切な維持管理について、積極的かつ継続的な働きかけを行って

まいります。

次に、救急への対応について申し上げます。

超高齢社会を背景として、救急需要は右肩上がりで推移しており、本広域連合におきましても、昨年、過去最多となる救急出動件数を記録いたしました。

このような状況の中においても、救命率の低下を招くことのないよう、特に救急要請が多い日中の時間帯をカバーする日勤救急隊を創設するとともに、救急救命士の養成や救急研修を継続的に実施することにより、救急隊員の資質向上に努めてまいります。

併せて、住民の皆様には、救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、AEDの取扱いを含む救命講習などを通じて応急手当の普及啓発を進め、救命率及び社会復帰率の向上を目指してまいります。

また、国が推進するマイナンバーカードを活用した救急業務、いわゆる「マイナ救急」につきましては、本広域連合においても国の実証事業に参加し、救急活動の円滑化を図る取組として運用を開始しております。

この実証事業を通して、構成市町や医療機関と連携協力を図りながら、現場目線での検証を行い、運用上の課題や改善点を着実に反映させることで、円滑かつ安全な救急活動の実現に努めてまいります。

更に、令和10年度の運用開始を目指す消防通信指令センターの共同化につきましては、佐賀県内すべての消防本部を統一するためのシステム整備や運用ルール構築を進めてまいります。

これにより、効率的な指令体制と迅速な情報共有を実現するとともに、県内消防本部間の連携を一層強化し、大規模災害への対応力の向上を図ってまいります。

以上、これらの施策を着実に推進することにより、消防の使命であります、住民の安全・安心を守ることを果たすため、消防サービスの更なる向上に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、予算編成につきましては、厳しい財政状

況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第4号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は、約19億9,135万円となっております。

令和7年度当初予算と比較しますと、約19.8パーセントの増となっております。

歳出予算につきましては、第9期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必要な体制を構築する経費を措置しております。

また、令和9年度からの第10期の介護保険事業計画を策定いたします。

これは、本広域連合の圏域におきまして、地域におけるニーズ、高齢者人口等を勘案し、介護保険の施策や給付量の見込みを定めるものです。

より有効な施策を定めるため、有識者、被保険者等による介護保険運営協議会において協議し、計画の策定を行ってまいります。

また、構成市町の高齢者保健福祉計画と一体となる必要があることから、その整合を図ってまいります。

次に、第5号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額約322億4,468万円となっており、令和7年度当初予算と比較しますと、約0.6パーセントの減となっております。

歳出予算につきましては、サービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第9期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

次に、第6号議案「消防特別会計予算」は、予算総額約61億9,318万円となっており、令和7年度当初予算と比較しますと、約11.8パーセントの増となっております。

歳出予算につきましては、消防力の強化や防災基盤の安定化に要する経費を措置しております。

次に、令和7年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第7号議案「一般会計補正予算(第2号)」は、補正額約1,028万円の減で、補正後の額は、約16億8,999万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置となっております。

次に、第8号議案「介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、補正額約8億6,853万円の減で、補正後の額は、約325億5,464万円となっております。

その主なものは、決算見込みによる保険給付費の減額を行っております。

次に、第9号議案「消防特別会計補正予算(第3号)」は、補正額約2,905万円の増で、補正後の額は、57億38万円となっております。

その主なものは、人事院勧告に伴う不足額の措置及び決算見込みによる職員手当等の減額を行っております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第10号議案「佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、大規模災害発生時に緊急消防援助隊等として被災地へ出動し、危険性の高い業務に従事する消防職員の手当を創設し、待遇改善を図るものです。

第11号議案「佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」は、近年多様化しているサウナ設備の利用形態を踏まえ、その設置要件や安全基準等を明確化することにより、利用者の安全確保と適正な運用を図るものです。

併せて、地震発生時における電気火災の防止対策を強化するため、感震ブレーカーの普及促進を図るものです。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(山田誠一郎議員)

これより、議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長(山田誠一郎議員)

次に、日程により、議案の委員会付託を行います。

す。

第4号から第11号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表(19ページ掲載)〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(山田誠一郎議員)

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

○諸泉定次議員

皆さんおはようございます。小城市の諸泉定次でございます。私は今度の日曜日の2月8日から市議選を戦います。どうぞよろしく願っています。

それでは早速、通告により、介護、消防、それぞれ質問いたします。

まず、訪問介護の対策として、前にも質問をしましたが、国の施策により訪問介護の単価が切り下げられたことで事業者は苦境に立たされています。マスコミ報道でも、訪問介護の倒産は3年連続で最多を記録、昨年12月の記事では、全国的には最多の85件、県内でも1件発生しております。

介護報酬が公定価格のため、物価高でも価格転嫁ができません。訪問介護事業者が受け取る基本報酬は2024年度の報酬改定で減額されており、そのことが経営に影響しております。

東京商工リサーチの担当者は、訪問介護は他の介護事業と比べても倒産の増加ペースが際立つとコメントしております。

そこで、本来、国が介護報酬の見直しをするべきでありますけれども、広域連合として何か対策はないのか、質問いたします。

次に、訪問介護や介護施設の空白地区の対策であります。

これも以前質問しましたが、広域連合管内で過疎地域、中山間地域に介護施設や訪問介護サービス事業者が皆無の地区があります。同等とまではいかなくても、広域連合管内でサービスを受けられない地区など地域間格差があつていいものかどうか。介護の目的である、その人らしく安心して

暮らせる介護サービスの在り方について質問をいたします。

介護の質問の最後ですが、人材確保のための処遇改善状況の把握について質問いたします。

政府は、介護職員の賃上げを目指した加算によって給与増が進んでいるものの、他産業ではより高い賃上げがあり、介護職員と他産業とに賃金格差が拡大している現状から、2025年度補正予算で介護従事者の賃上げに向けた補助金を創設し、対象者を介護職員から介護従事者全体に広げる、つまり、これまで対象となっていない訪問介護や居宅介護支援なども対象に加えるとした。

こうした措置は大変ありがたいことですが、これまでも介護職員への賃上げ措置への処遇改善はありましたが、介護職員の方に聞くと、とんでもない、ほんの僅かの賃上げよとか、賃上げはないわと答えられます。なぜマスコミ報道どおりに賃上げとならないのか。それは事業所の再配分によるからです。中小の事業所では経営が大変厳しいからです。これでは幾ら政府が介護職員全般の処遇改善を行っても、現場で働く人たちにその恩恵が回らない。人材確保と定着はおぼつかない。

こうしたことから、この処遇改善の状況把握は広域連合としてしっかりできているのか、質問いたします。

次に、消防行政に対する総括質問を行います。

提案もありましたけれども、大規模な林野火災への対策であります。

ここ一、二年、全国的に大規模な林野火災が発生しています。昨年の岩手県大船渡市の林野火災、さらに、今年も山梨県上野原市や群馬県でも林野火災が発生しております。こうした大規模な林野火災がいつこの広域消防管内で起こってもおかしくない状況となっております。

そこで、昨年8月議会でも質問しましたが、予防対策や訓練の状況、発生した場合の対応はどうされるのか。また、林野火災では、地上からの消火と併せて上空からの防災ヘリによる消火も有効ではないかと考えます。

そこで、1つ目に全国や管内での林野火災の発生件数、原因、被害状況や拡大の要因について説

明を求めます。2つ目に、林野火災の予防を目的とした火災予防条例の改正についてどのようにされているのか、3つ目に、関係機関、消防団、関係自治体との連携、実際の訓練がどうなのか、4つ目に、発生初期での防災ヘリの出動について質問をいたします。

次に、消防職員の処遇改善と離職防止策について質問いたします。

私は、住民の命を守る高い意識と危険をいとわない使命感を持って消防局に入職されるものと思っていました。ところが、早期離職者がいると聞き、驚きました。病気やけがなどで離職されるのは致し方ないことですが、どうした理由で早期離職されるのか。

そこで、1つ目に早期離職の原因、2つ目に職員の士気向上がどうなのか、3つ目に高齢職員の今後の対応について質問いたします。

消防の総括質問の最後に、広域消防署等の配置について質問いたします。

広域消防局は、今から26年前の平成12年4月に佐賀市消防本部と多久市消防本部、小城地区消防事務組合消防本部が合併して誕生しています。

そして、13年前の平成25年4月に神埼地区消防事務組合消防本部と合併し、現在の広域消防局体制となっています。この間、各消防署や出張所の新築などを行い、現在は6署3分署5出張所となっています。

しかし、今後、人口減少や将来を見据えた消防署等の配置をどう考えられているのか。老朽化した消防署や費用対効果から疑問を感じざるを得ない出張所などが存在しています。これを具体的に質問することはしませんが、今後どのようにされるのか、質問をいたします。

あとは一問一答といたします。

#### ○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

私からは、まず、訪問介護事業所の倒産が相次ぐことへの対策についてお答えいたします。

本広域連合におきましては、訪問介護事業所の現状を把握するために、昨年度にアンケートを実施しております。その結果、令和6年度介護報酬改定の基本報酬引下げにより、多くの事業所が今

後の事業運営が見通せないという厳しい状況であること、また、行政に対して介護報酬の引上げや職員の人材確保・育成への支援などの要望があることを把握しております。この調査結果につきましては、今後の支援策を検討する資料として、構成市町にも情報を共有しております。

また、昨年12月には構成市町担当課長会議において、他の広域連合や自治体で実施している介護サービス事業所に対する取組を共有するなど、人材確保についての協議を行いました。

今後も本広域連合と構成市町が連携しながら、訪問介護事業所等の運営に係る支援を検討していきたいと考えております。

次に、訪問介護などの介護サービスが不足する空白地域である中山間地域等への対策についてお答えいたします。

中山間地域等に係る介護サービスの提供につきましては、これまでも一部の介護サービス事業者から、利用者の減少などにより今後の運営に係る相談が寄せられております。

中山間地域等は、今後、サービス提供者である介護職員とサービス利用者の双方の人口が減少する見込みであり、大きな課題を抱えております。

このような大きな課題に対応するためには、該当地域の構成市町や介護サービス事業者等の関係機関と協議をしながら、利用者へのサービスを継続できる体制などの様々な対策を講じる必要があると考えております。

最後に、介護職員等の処遇改善の状況把握についてお答えいたします。

介護職員等処遇改善加算を取得する介護サービス事業者は本広域連合に対して、取得に係る計画書や実績報告書を提出することとなっております。

よって、本広域連合では、その内容を基に処遇改善加算の取得内容を集計することで、その状況を把握しております。

なお、令和7年度の介護サービス事業所における処遇改善加算の取得率は、全体で93.1%となっております。

以上でございます。

#### ○消防局副理事兼予防課長(久米勝義)

初めに、全国、管内での林野火災の発生件数、出火原因、被害状況及び拡大の要因についてお答えします。

全国の発生件数などは、総務省消防庁からの報告が、現時点では令和7年1月から6月までの数値しかありませんので、これを基にお答えします。

参考までに、全体の約7割が1月から5月に発生しております。

本局管内については、令和7年中の件数などをお答えします。

発生件数は、全国で692件、本局管内では2件発生しております。

出火原因は、全国及び本局管内いずれにおいても、たき火や火入れなど人的要因によるものが全体の半数以上を占めております。

人的被害は、全国で死者2名、負傷者数は把握できておりません。本局管内で死傷者は発生しておりません。

焼損面積については、消防庁から現時点での報告では把握できておりませんので、林野庁からの10月30日付、林野火災発生情報を基にお答えします。

比較的大きな10ヘクタール以上の火災が11件発生し、焼損面積は約4,460ヘクタールとなっております。本局管内の焼損面積は0.38ヘクタールとなっております。

令和7年2月の岩手県大船渡市で発生した林野火災以降、100ヘクタール以上燃え広がった林野火災は、岡山県岡山市、愛媛県今治市、今年に入りまして山梨県上野原市で発生しております。

林野火災が大規模化している要因としては、顕著な少雨による乾燥、強風及びその地域の地形状況などによるものと考えられます。

続きまして、林野火災の予防を目的とした火災予防条例の改正についてお答えします。

岩手県大船渡市の大規模な林野火災を踏まえ、消防庁から林野火災の予防を目的とした火災予防条例の改正を令和8年1月1日に施行するよう通知がありました。

本局でも、林野火災の予防を目的として火災予防条例を改正し、林野火災注意報、林野火災警報

を令和8年1月1日から発令することとしております。

林野火災注意報、林野火災警報について概要を説明いたしますと、林野火災注意報の発令基準は、乾燥注意報が発表されていること、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であること、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であること、この3つの全ての条件に該当する場合に発令します。この際には、屋外での火の使用を自主的に控えていただくこととなります。

また、雨量の観測点につきましては、佐賀地方気象台の北山観測所に設置してある雨量計を基準としております。

林野火災警報の発令基準は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令します。警報発令時は、延焼拡大のおそれが一層高まることから、屋外でのたき火や火入れなど、火の使用ができなくなります。

この火の使用制限の対象となる区域については、山間部及びその付近を広域連合長告示により定め、発令する期間については、空気が乾燥し、林野火災が発生しやすい1月1日から5月31日までの間としております。

続きまして、林野火災での各関係機関の連携や訓練について説明します。

8月議会の答弁の中で、天山山系火災対策連絡協議会と脊振山系火災対策連絡協議会の説明や、各市町の消防団、佐賀県防災航空隊、佐賀県生コンクリート工業組合との連携や訓練について説明したところです。

本局では、今年度も関係機関と連携を深めるため、林野火災対応訓練を実施しておりますので、その内容について説明します。

まず、林野火災総合訓練を令和7年9月28日と29日に実施しています。

参加機関は、佐賀県生コンクリート工業組合、佐賀県防災航空隊、佐賀市消防団、佐賀市、本局です。

訓練内容は、佐賀県防災ヘリによる上空からの消火訓練、遠距離中継送水訓練という、消防水利が遠い場合に、複数の消防ポンプをホースでつな

ぎ、中継送水する訓練などを行いました。

次に、大規模林野火災対応遠距離中継送水訓練を令和7年11月16日に実施しています。

参加機関は、佐賀県生コンクリート工業組合、佐賀市消防団、佐賀市、本局です。

訓練内容は、遠距離中継送水訓練、コンクリートミキサー車から消火用水の供給を受ける訓練などを行いました。

さらに、脊振山系山林火災防ぎょ総合訓練を令和8年2月15日に計画しております。

参加機関は、脊振山系火災対策連絡協議会が構成する団体で、自衛隊、九州電力、佐賀県と福岡県の森林管理署、福岡県広域森林組合、脊振山系に隣接する市町、消防団及び消防本部、本局です。訓練内容は、各消防機関の合同消火訓練、福岡市消防局の消防ヘリによる情報収集訓練などを実施する計画です。

最後に、発生初期での防災ヘリの出動要請についてお答えします。

119番通報の内容から林野火災が発生していると判断した場合は、火災の大小を問わず、消防隊の出動に合わせて直ちに指令センターから佐賀県防災航空隊へ火災の第一報を通知し、林野火災に対応するための出動準備を要請しております。

佐賀県防災航空隊は、出動準備として消火活動に必要な資器材の入替えを行います。その間に指令センターでは、火災の延焼状況などの情報収集を行い、佐賀県消防防災ヘリによる活動の必要性を判断した上で、佐賀県防災航空隊へ出動の本要請、または出動キャンセルの連絡をしております。

以上でございます。

#### ○消防副局長兼総務課長（松本和晃）

本消防局の早期離職の状況についてお答えします。

過去3か年の定年前離職者につきましては、令和4年度2名、令和5年度0名、令和6年度4名となっております。

離職の主な理由につきましては、個人が保有する資格を活用するための転職、新たな業種での起業、家族の介護となっております。

今後の離職者の動向は分かりませんが、令和3

年以前の状況と比較すると、離職者は増加をしております。

続きまして、職員の士気の向上についてお答えします。

消防職員の士気を向上させ、意欲を持って職務に専念できる環境を整えることは、消防力を将来にわたり安定的に確保するために重要と認識しております。このため、本局では、次のような取組を行っております。

まず、職員の意見を職場に反映させる制度として消防職員委員会があります。これは毎年開催しているもので、職員の勤務条件や厚生福利、職員の制服などの被服や防火服などの装備品について、意見や改善に向けた要望などを広く職員から募集しております。消防局長が必要と判断したものについては、意見、要望を取り入れております。

次に、人材育成とキャリア形成の支援として、消防大学校や佐賀県消防学校など専門の教育機関への入校があります。知識や技術の向上を図るとともに、ほかの消防本部の職員と接することで、違った視点や考えに触れ、新しい刺激を得る機会となっております。

さらに、外部機関への派遣として、佐賀市、総務省消防庁、佐賀県消防学校、佐賀県防災航空隊、佐賀県医療センター好生館へ職員を継続して派遣しており、これまでの職場と異なる環境に身を置くことで、業務に取り組む姿勢、業務の進め方、技術などを学び、自分自身や自身の職場を振り返る機会にもなります。

このほか、ハラスメント防止に関する研修の開催や、毎月1日をハラスメント撲滅推進の日と位置づけて、ハラスメント防止に関する有益な情報を全職員へ周知する取組を行っております。これはハラスメントの防止について、全職員に常に意識してもらうことを目的に行っているものです。

これらの取組を通じて、職員が自身の成長を実感し、視野の拡大が促され、職員一人一人が互いに尊重し、安心して働くことができる職場環境づくりを進めることで、結果として士気の向上につながっていくものと考えております。

続きまして、今後増加していく高齢期職員の対

応についてお答えします。

令和5年4月から段階的な定年引上げにより、今後、本局においても60歳以上の高齢期職員の数は増加していく見込みであります。

この状況を踏まえまして、高齢期職員の知識や経験を生かしながら、無理なく働き続ける環境を整備することが重要と考えております。

そこで、令和7年度には20代から60代までの各年代の職員16名を委員とした高齢期職員活躍推進検討委員会を設置しました。この委員会では、全職員を対象としたアンケート結果や現場の意見を踏まえながら、業務内容や勤務体制、職員配置の在り方について検討を重ねてまいりました。

その結果、高齢期職員の活躍を推進していくことは、全ての職員が無理なく働き続けられる勤務環境を整え、住民サービスの低下を招くことなく、将来にわたって安定した組織体制を維持していくための組織全体の課題であるとの結論に至っております。

これを受けまして、今後取り組むべき施策として、主なものを御説明します。

1点目は、職員配置や業務の見直しです。

高齢期職員が現場業務に体力的な不安を抱えている場合は、現場業務以外の選択肢として、予防業務、教育指導、車両・資機材管理、事務的支援などへ配置できる体制づくりを進めてまいります。

このことにより、高齢期職員がこれまでの経験を活かしながら、かつ体力的な不安を解消でき、安心して業務に専念することができると考えております。

2点目は、勤務体系を柔軟にすることです。

毎日勤務や交代制勤務といった勤務体系について、年齢、健康状態や家庭事情等に応じた高齢期職員の希望を可能な限り実現できる体制づくりを進めてまいります。

また、今後、高齢期職員の配置に当たって、ほかの職員に負担とならない体制づくりにも取り組んでまいります。

3点目は、人材育成と支援制度の充実です。

本局の業務には、火災、救急などの現場業務のほか、予防、総務などの事務的な業務があります

が、これらの業務経験の偏りをできる限り少なくするため、計画的なジョブローテーションに取り組んでまいります。

これにより、職員が将来高齢期となった場合でも業務の選択肢が広がり、幅広い業務に対応できるようになると考えております。

また、年齢を問わず利用できる相談体制を整備し、キャリアや健康の不安、勤務に関する負担や配置希望などの相談を受け付け、適切に対応する部署を設けることで、組織全体の活力を維持できる体制づくりに取り組んでまいります。

今後は、これまでに御説明しました施策について、実践可能なものから取り組みまして、高齢期職員とほかの職員とが連携する持続可能な消防体制づくりに努めてまいります。

続きまして、消防署等の配置についてお答えします。

高度経済成長期に整備された市町村単位の消防体制は、その後の人口減少や高齢化など、社会構造の変化により、従来の枠組みでは十分に対応することが困難な状況となってきました。

こうした課題を踏まえ、平成6年、国において消防の広域再編が提言され、平成12年には佐賀市、多久市、当時の佐賀郡、小城地区の4消防本部の統合による佐賀広域消防局が設立されました。

その後、平成25年には神埼地区消防事務組合との統合を経て、現在の広域的な消防体制が構築されたところであります。

本局では、広域化の最大の目的を消防力の強化と位置づけ、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急、人命救助、災害応急対策などの消防事務を確実に遂行し、構成市町の消防責任を十分に果たすため、消防署等の再編や整備を進めてまいりました。

国が定める消防力の整備指針では、消防署等の数が示されており、この整備指針に基づき、なおかつ地域の実情を踏まえた上で消防署等の配置を検討し、決定してきたところでございます。

大規模化、激甚化する近年の災害においては、迅速かつ的確な対応が極めて重要であり、消防の中核機能を担う消防署等の機能強化は引き続き重要であります。

さらに、老朽化した施設の更新や持続性の確保が、住民の生命、身体、財産を守るための基盤として大変重要となります。このため本局では、引き続き様々な災害リスクに対応できる最適な消防署等の配置の検討を行い、効果的かつ持続可能な消防体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

その一方では、議員が言われるとおり、今後も人口減少や少子高齢化が見込まれており、限られた財源の中で消防力をいかにして維持、強化していくかということも課題となっております。

こうした状況を踏まえ、今後も管内における消防力のバランス等を分析しつつ、継続的かつ長期的視点に立った消防署等の配置や再編を検討し、最も効率的な消防体制の構築を目指してまいります。

引き続き本局としましては、地域の安全・安心の確保に努め、消防力の低下を招くことのないよう、着実な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

丁寧な答弁ありがとうございました。残り時間がだんだん迫っていますので、これから一問一答に移りますが、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、介護のほうからですが、総括質問でも答弁されましたけれども、訪問介護事業所は大変厳しい状況で事業運営を行っています。

そこで、広域連合として、例えば、移動コストの軽減としてガソリン代の補助とかは考えられないのか、質問いたします。

#### ○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

訪問介護事業所へのガソリン代補助などの支援についてお答えいたします。

訪問介護事業所などへの物価高騰対策といたしましては、県において、食糧費や光熱水費などに対する支援金が交付されることになっております。

また、入所施設への食材料費への補助なども予定されております。

これとは別に、国の12月の補正予算においても、訪問介護事業所の移動経費などへの支援が示され

ております。

このような事業所への補助に関する情報につきましては、介護サービス事業所へ周知を図り、その活用を促進してまいります。

国や県ではこのような対策が取られておりますが、本広域連合といたしましても、総括でもお答えしたように、構成市町と連携しながら、訪問介護事業所等の運営に係る支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

いつもながら、何か靴の裏からかかっているみたいで、毎回毎回すきっとしない答弁なんです。本当に聞きたいのは広域連合としてどう支援できますかということなんですけれども、いいです、時間があんまりありませんので。まだいっぱい聞きたいことがありますので。次に移ります。

介護サービスの空白地区への対応ですけれども、同じ保険料を払いながらサービスが受けられないというのはどう考えてもおかしいと思います。

民間事業者は、過疎地域や中山間地域は採算が合わない、だから進出しませんという、前回の回答では民間任せで広域連合としての対応が感じられません。

広域連合は、民間事業者の進出や配置について指導的立場を取っています。具体的にどのように空白地区を解消するのか、質問いたします。

#### ○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

中山間地域等に対する具体的な支援についてお答えいたします。

国においては、現在、介護サービスの確保対策といたしまして、中山間地域等の事業所に対する人員基準等の基準緩和や介護報酬による経営支援策などが協議されているところです。

これを踏まえて、本広域連合域内における各地域の現状や、利用者の方のニーズなども把握しながら、来年度に第10期介護保険事業計画を策定する中で有効な支援を検討してまいります。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

検討されるのはいいんですよ。いつもいつも回

答が検討なんです。だから、私は物すごく不満があるんですけど、ぜひ具体的にやっていただきたいと思います。

次に、処遇改善の問題ですけれども、総括の中では取得率が九十何%、これは事業所として取っているということでありまして、私が言っているのはそこで働く人たちの処遇改善かということなんです。

そういう加算未取得の事業所の支援とかなるより、従事者の定着、人材確保となるように報酬アップの支援が必要ではないかと思われそうですが、どのように把握されて対応されているのか、質問いたします。

#### ○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

処遇改善加算の未取得事業所への支援などについてお答えいたします。

本広域連合では、介護サービス事業所に対しまして、集団指導や運営指導の場や、メールなどを用いて処遇改善加算についての周知を行っております。

また、事業所から加算取得に関する相談があった場合には、本広域連合において対応いたしておりますが、内容によっては厚生労働省や県の相談支援窓口を案内しております。

次に、事業所において取得した処遇改善加算につきましても、運営指導時に各職員への賃金の支給状況などを確認しておりますが、不適切な対応が見受けられた際には是正するよう指導しております。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

それで、総括質問に対する答弁にもありましたけれども、今度の国の補正予算について、介護職員等処遇改善加算金というのが出されていまして、質問しましたように、対象者を今までの介護従事者に限定されたものではなくて、全体に拡大して、これまで対象となっていない訪問介護や在宅介護支援、ケアマネジメント事業所などにも拡大するということになっております。

その結果、月当たり1万円、最大で介護職員給与を定昇込みで1万9,000円の引上げが決定され

ております。

さらに、物価高騰なども踏まえ、職員の基準費用額についても引上げの審議会報告を踏まえ、政府は通常3年ごとの改定を待たずに期間中改定を実施する、つまり、来年度改定を待たずに、前倒しで今年の2月前後には給付する体制ということになっております。

こうしたことを踏まえて、介護分野の職員の賃上げに対して、広域連合としてどのように進め、確実に処遇改善につながるように対応されているのか、質問いたします。

#### ○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

国の補正予算における介護分野の職員の賃上げについてお答えいたします。

昨年12月に成立した国の補正予算においては、介護分野の職員の賃上げについても示されております。

内容といたしましては、介護従事者に対して幅広く実施されることとなっており、これまでの処遇改善の対象ではなかった居宅介護支援や訪問看護などの職員も対象となります。

また、賃上げ額は、生産性向上や職場環境改善などの取組に応じて、月額1万円程度から1万9,000円程度が示されております。

本広域連合といたしましては、実施主体である県から通知が届きましたら、各事業所へ周知を図り、円滑に補助金が申請できるよう支援していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

国、県を通して来たときには、ちゃんと事業所に周知徹底を図るということはもちろんのことですが、あわせて、本当に国が目指している職員の処遇改善、ここまでしっかり把握してください。それを強く言うておきます。

以上で介護についての質問を終わります。

次に、消防のほうの一問一答に移ります。よろしいでしょうか。

#### ◇議長(山田誠一郎議員)

はい、どうぞ。

#### ○諸泉定次議員

総括質問の中でも答弁をいただきましたけど、簡潔にお願いします。

まず、林野火災注意報・警報発令時、今度、1月1日から新設されて、住民に周知徹底するということになりました。これの周知方法の手段について、どのようにされるのか、質問いたします。

**○消防局副理事兼予防課長(久米勝義)**

それでは、議員御質問の件でございますが、住民への周知方法といたしましては、佐賀県が発信する防災ネットあんあん、本局ホームページ、消防車両を使用した巡回広報、各市町が運用している防災に関するメールを活用し、これに加えて、警報発令時には、各市町の防災行政無線を使用して周知を行ってまいります。

さらに、佐賀県を通じて、報道機関へメールで周知するようにしております。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

ぜひ周知徹底をより綿密にやっていただきたいと思えます。

次に、現在、林野火災に対応する装備ということで、林野火災対応車両が多久署、神埼署にそれぞれ1台ずつ配置されておりますが、この装備で大規模な林野火災の対応は十分であるのかどうか、質問いたします。

**○警防課長(青木謙一郎)**

お答えします。

多久消防署と神埼消防署に配備している林野火災対応の消防車両は、持ち運びができる消防ポンプと動力噴霧器などを積載している車両でございます。

林野火災では、通常の火災に出動する車両に加えて、林野火災対応の消防車両が同時に出動し、消火活動に当たっております。

本局のみで十分な対応ができない大規模な林野火災では、佐賀県常備消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部に応援要請します。さらに火災の規模が拡大した場合には、佐賀県に対し、全国の消防本部から応援に駆けつける緊急消防援助隊や自衛隊の派遣要請を依頼します。

以上です。

**○諸泉定次議員**

林野火災が発生したとき、その発生現場まで山の中に入るわけですね。

そうすると、目印がないもんですから、過去の、随分前ですけれども、私の住んでいる地域の中でもちょっとしたぼやみみたいなものがありましたけれども、地域住民に言わせると、このルートが早いのにねとかというのがあるわけですね。

カーナビを中心にして回られていると思いますけれども、今これだけ大きな林野火災が発生しているときに、発生現場の入山ルートをどのように決められているのか、質問いたします。

**○警防課長(青木謙一郎)**

林野火災は、通常の火災と同様、現場の最高責任者が指揮を執り、火災現場への進入ルートを決めて、活動方針を定めております。

林野火災では、火災延焼状況や地形、気象状況などによって、通行困難な山道を進入することも考えられるため、あらかじめ決めて入山ルートはありません。そのため、現場の状況に詳しい地元の消防団、自治会や森林管理署などの関係機関、市町職員などから情報を聞き、入山ルートを決定しているところでございます。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

ぜひ的確な情報把握をしながら、林野火災が大規模にならないようお願いしたいと思います。

次に、早期離職について一問一答を行います。

私は正直、総括質問でも言いましたけれども、まさかこういう使命感の高い人たちが早期離職が起こっているというのは思いもしませんでした。

そこで、早期離職について、例えばですけれども、九州各県の県庁所在地の消防本部はどのような状況か、質問いたします。

**○消防副局長兼総務課長(松本和晃)**

九州各県の県庁所在地の各消防本部に聞き取りを行ったところ、いずれの消防本部も過去3か年において離職者がいることが確認できました。

消防本部の規模や地域性の違いにより、一概に比較はできませんけれども、本局が最も少ない離職数となっております。

また、離職の理由につきましては、本局と同様  
のようでございます。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

高い使命感を持って入職されていると思います  
ので、できるだけ、よほどのことがない限り早期  
離職がないように、ぜひこれからも努めていただ  
きたいと思います。

次に、こうした早期離職の問題なんですが、処  
遇面や職場環境等が早期離職の原因となっていな  
いのかどうか、どのような現状か、また、早期離  
職をできるだけ出さないようにどのようにされて  
いるのか、質問いたします。

**○消防副局長兼総務課長（松本和晃）**

総括質問でも答弁いたしましたけれども、退職  
希望者個々からは離職の理由について聞き取りを  
行っております。

主な理由は、新たな業種への転職や家庭の事情  
であり、処遇や職場環境が原因ではありませんが、  
引き続き職員にとって働きやすい職場環境づくりに  
努めてまいります。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

職場環境が原因ではないということでもあります  
ので、ちょっとほっとはしましたけれども、でき  
るだけ、こういう高い使命感を持って、いわゆる  
危険業務という消防業務であります。

住民の命と直結する業務でもありますので、ぜ  
ひそういう早期離職が出ないように、増やさな  
いようお願いをして、以上で私の質問を終わら  
します。

**◇議長（山田誠一郎議員）**

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は2月16日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時07分 散 会

[当日配付資料]

報告第1号
諸 報 告
○例月出納検査の報告について
令和7年8月4日から令和8年2月2日まで に、監査委員より例月出納検査の結果について 下記のとおり報告された。
その内容は、それぞれ議員各位にその(写) を送付したとおりである。
記
8月20日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の令和 6年度6月分) (一般会計・特別会計等の令和 7年度6月分)
9月30日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の令和 7年度7月分)
10月28日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の令和 7年度8月分)
11月28日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の令和 7年度9月分)
12月23日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の令和 7年度10月分)
1月20日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の令和 7年度11月分)

○消防委員会

議案番号	件 名
第6号議案	令和8年度佐賀中部広域連合消防 特別会計予算
第9号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防 特別会計補正予算(第3号)
第10号議案	佐賀中部広域連合職員の特種勤務 手当に関する条例の一部を改正す る条例
第11号議案	佐賀中部広域連合火災予防条例の 一部を改正する条例

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件 名
第4号議案	令和8年度佐賀中部広域連合一般 会計予算
第5号議案	令和8年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計予算
第7号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般 会計補正予算(第2号)
第8号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計補正予算(第2号)

令和 8 年 2 月 16 日

令和8年2月16日(月)

午前10時00分～午前10時04分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 坂口 絹代	○	-	-	11. 西岡 真一	○	-	-
2. 古賀 公彦	○			12. 諸富 八千代	○		
3. 香月 チェミ	○			13. 稲葉 嵩広	○		
4. 諸泉 定次	○			14. 宮崎 健	○		
5. 大野 秋人	○			15. 江原 新子	○		
6. 白石 昌利	○			16. 藤田 佳典	○		
7. 古川 輝英	○			17. 山田 誠一郎	○		
8. 筒井 佐千生	欠			18. 村岡 卓	○		
9. 吉川 正剛	○			19. 重田 音彦	○		
10. 岡山 香織	○			20. 重松 徹	○		

【凡例】会議時間:①10:00～10:04 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	香月 正則
副広域連合長	南里 隆	副広域連合長	實松 尊徳
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	秀島 智英	消防副局長兼佐賀消防署長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀 愛康	消防副局長兼総務課長	松本 和晃
消防局副理事兼予防課長	久米 勝義	消防局副理事兼情報指令課長	嶋 勝寿
警防課長	青木 謙一郎		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	秀島 智英
議会事務局副局長	北村 康祐	議会事務局書記	片山 寛康
議会事務局書記	倉谷 裕	議会事務局書記	中島 優

## 本 日 の 案 件

- 以下の議案に対する委員長報告の省略、討論、採決
  - 第4号議案 令和8年度佐賀中部広域連合一般会計予算
  - 第5号議案 令和8年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
  - 第6号議案 令和8年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
  - 第7号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
  - 第8号議案 令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 第9号議案 令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
  - 第10号議案 佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 第11号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
- 佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員選挙
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 会議録署名議員の指名（坂口絹代議員、重松徹議員）
- 閉会

◇議長（山田誠一郎議員）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告の省略

◇議長（山田誠一郎議員）

日程により、第4号から第11号、以上の議案を一括して議題とします。

本案を付託した常任委員会の審査報告書はお手元のとおりです。〔委員会審査報告書（25ページ掲載）〕

お諮りします。審査報告書の提出に伴う各委員長の口頭での報告は、いずれも省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長の口頭での報告は省略することに決定しました。

● 討 論

◇議長（山田誠一郎議員）

これより討論に入りますが、通告がありませんので、これをもって討論を終わります。

● 採 決

◇議長（山田誠一郎議員）

これより第4号から第11号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第4号から第11号議案は可決されました。

● 佐賀中部広域連合選挙管理委員会  
委員及び補充員選挙

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、日程により、任期満了に伴う佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、いずれも指名推選とし、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法はいずれも指名推選とし、議長において指名すること

に決定しました。

それではまず、委員を指名します。

佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員に、お手元の佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員候補者名簿のとおり、櫻田康則氏、福井章司氏、武重信一郎氏、川原田裕明氏、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。〔佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員候補者名簿（25ページ掲載）〕

次に、補充員を指名します。

佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員に、お手元の佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員候補者名簿のとおり、田中喜久子氏、森裕一氏、堤正之氏、池田正弘氏、以上4名を順位を付して指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。〔佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員候補者名簿（25ページ掲載）〕

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 会議録署名議員の指名

◇議長(山田誠一郎議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において坂口議員、重松議員、この2名を指名します。

● 閉 会

◇議長(山田誠一郎議員)

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和8年2月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時04分 閉 会

〔当日配付資料〕

令和8年2月16日

佐賀中部広域連合議会  
議長 山田 誠一郎 様

介護・広域委員会  
委員長 諸泉 定次

介護・広域委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第4号議案	令和8年度佐賀中部広域連合一般会計予算	可決
第5号議案	令和8年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	可決
第7号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）	可決
第8号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決

佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員候補者名簿

住所	氏名
佐賀市堀川町■■■■■	櫻田 康則
佐賀市水ヶ江二丁目■■■■■	福井 章司
佐賀市大和町大字東山田■■■■■	武重 信一郎
佐賀市嘉瀬町扇町■■■■■	川原田 裕明

佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員候補者名簿

順位	住所	氏名
1	佐賀市新栄東四丁目■■■■■	田中 喜久子
2	佐賀市大財三丁目■■■■■	森 裕一
3	佐賀市鍋島町大字八戸溝■■■■■	堤 正之
4	佐賀市新栄西一丁目■■■■■	池田 正弘

令和8年2月16日

佐賀中部広域連合議会  
議長 山田 誠一郎 様

消防委員会  
委員長 宮崎 健

消防委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第6号議案	令和8年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	可決
第9号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	可決
第10号議案	佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決
第11号議案	佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例	可決

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 山 田 誠一郎

佐賀中部広域連合議会議員 坂 口 絹 代

佐賀中部広域連合議会議員 重 松 徹

会 議 録 作 成 者  
佐賀中部広域連合議会事務局長 出 見 秀 人